

- 広報かぞ2023年8月号に特集あらためて学ぶ洪水と避難として、合計6ページにわたり、洪水と避難に関する記事を掲載しました。



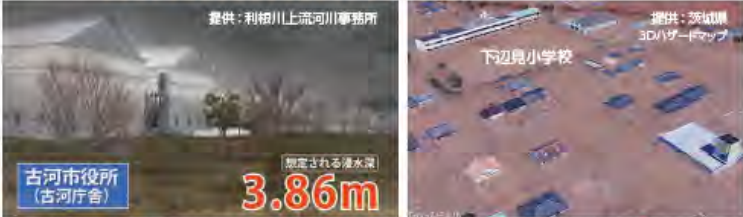
広報かぞ 令和5年8月号より

- 広報古河2023年9月号に水害対策に関する記事を掲載しました。

水害対策を考えましょう

今年も全国各地で線状降水帯などの記録的な大雨による水害が発生しています。利根川や渡良瀬川の水害は「想定外」ではありません。その時、あなたは自分や大切な人の命を守れますか？
【問】◎消防防災課Tel.76-1511

危険！ 利根川が氾濫した場合の浸水シミュレーション



提供：利根川上流河川事務所
提供：茨城県3Dハザードマップ

下刃見小学校


古河市役所 (古河庁舎) 想定される浸水深 3.86m

市内が広範囲にわたり浸水するため、浸水の深い場所に住んでいる人は早めの避難が必要です

平常時に マイ・タイムラインを作成しよう

適切なタイミングで安全に避難をすることは、実はそれほど簡単ではありません。水害からの避難は「なんとかやる」と思っていないませんか？ 水害の危機が迫ってから慌てて考えたのでは間に合いません！ 平常時に「水害時にどう行動すべきか」を考え、マイ・タイムラインを作成しましょう。

マイ・タイムラインとは
水害が迫った際に、自分がどのように行動するかを時系列でまとめた行動計画表

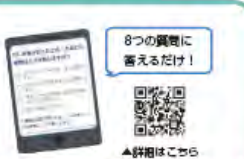


マイ・タイムラインの記入欄

▲古河市洪水ハザードマップ・ガイドブック内にある作成シート

やってみよう！ 水害から命を守るシミュレーション

大切な人の命を守るため、マイ・タイムラインを作成しましょう。作成には自宅の想定浸水深などを調べる必要がありますが、市では、少しでも取り組みやすくなるよう、スマホでマイ・タイムラインが作成できるツールを公開しています。



8つの質問に答えるだけ！

▲詳細はこちら

広報古河 令和5年9月号より

- 広報さかいお知らせ版(令和5年6月15日号)に利根川中流4県境広域避難協議会の広域避難に関する啓発情報を掲載しました。

利根川や渡良瀬川の氾濫の危険性が高まったら
こ　う　い　き　ひ　な　ん
ためらわず早めに **広域避難**※1



利根川沿川のほとんどが浸水
多いところでは市町の人口の9割以上が浸水

最大で10m以上の深い浸水

建物が壊れるほどの激しい流れ

2週間以上浸水が引かない
利根川と渡良瀬川に挟まれた地域や利根川沿いの地域で浸水が2週間以上継続

利根川が氾濫したら、利根川沿いのほとんどの地域が浸水します。

日頃から「親戚・知人宅や宿泊施設・勤務先等の自主避難先」の確保を考慮しておきましょう。

まず
浸水のおそれが高い地域の親戚・知人宅や宿泊施設・勤務先等

つぎに
市町が指定する避難先

各自で確保

浸水想定区域にお住いの親戚知人がいたら、避難の声かけや避難の受け入れをお願いします。

※1 広域避難: 他自治体への避難。または、自らの自治体内であっても、居住地域外、地区外等への浸水区域外への立退き避難
※2 自主避難先: 自治体が指定・確保する施設ではなく、親戚宅・知人宅、勤務先、宿泊施設など、住民が自ら確保した避難先。(屋内安全確保は除く)

利根川中流4県境広域避難協議会
(板倉町・加須市・古河市・境町・坂東市・館林市・佐野市・気象庁・利根川上流河川事務所)

広報さかいお知らせ版
(令和5年6月15日号より)

- ・ 広報たてばやし2023年6月号に出水期の心得として、災害時に事前に確認しておく必要があることや避難情報と必要な対応行動等に関する記事を掲載しました。

実施中

くま大雨水時デジタル避難訓練

特典実施期間：2023年6月1日(水)～30日(月)

※公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」から訓練開始!

大雨時の避難方法について、一連の流れを確認してみましょう。
訓練の直後に実施する「防災クイズ」で満点を取った県民を対象に、抽選で宿泊券などが当たります。
※応募は6月30日迄まで
※県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」の友だち登録が必要です
問合せ 群馬県防災課 (Tel.027-226-3633)

Jアラート 試験配信を実施

住民への情報伝達が正常に作動するかを確認するため、全国一斉に実施します。実際の配信、放送と間違えないようご注意ください。

- ▶ とき 6月7日(水) 午前11時
- ▶ 内容 たてばやし防災情報伝達システム(アプリ、戸別受信機、屋外スピーカーなど)による試験配信
- ▶ 配信文 これは、Jアラートのテストです

「避難」とは何ぞや? すればいいのか?

小中校や公民館に開設された避難所に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「避けること」で、次の方法があります。ふだんからこういう行動するか決めておきましょう。

ハザードブック

ハザードブックでの「3つの条件」を確認し、自宅にいても大丈夫かどうかを確認しましょう。「3つの条件」を満たしていれば、浸水の危険があっても自宅にとどまり安全を確保することも可能です。

① 自宅が洪水などから倒壊するおそれのある区域(家屋倒壊等危険想定区域)の外にあれば、

② 居室が浸水する深さよりも高い

どこへ避難する?

③ 水が引まで我慢できる、水や食料を準備しお風呂などがある安全な場所、知人宅への避難

ふだんから災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードブックで安全かどうかを確認しましょう。

安全なホテル・旅館への避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約、確認しましょう。

※ハザードブックで安全かどうかを確認しましょう。

行政が指定した避難所への避難

あらかじめ避難する場所を確認しておきましょう。避難する際は、非常持出品と感染症予防グッズを持参しましょう。(マスク、消毒液、体温計、スリッパなど)

広域避難

広域避難とは、市外の浸水のおそれのない安全な場所への避難することです。利根川などの大きな河川が氾濫した場合には、市内の浸水しない区域へ限られています。可能な場合は、早い段階で市外の安全な親戚・友人宅又はホテルなどの宿泊施設に避難しましょう。

防災情報の入手

災害発生時に迅速に対応ができるかどうかは、事前の情報収集や準備にかかっています。日頃から、さまざまな手段で情報収集できるように、準備しておきましょう。

事前に登録しよう!

@InfoCanal

防災・防犯情報などを
すぐにお届け
アットインフォカナル

iOS

Android

メール登録
空メールを送信

出水期の心得

—もしものときに備えましょう!—

災害から命を守る

近年、全国各地で自然災害が甚威を振るい、特に人命が奪われるなど、甚大な被害が多数発生しています。自然災害が起きることを防ぐことはできませんが、私たちの日頃の備えによって、その被害を減らすことは可能です。自然災害から「命」を守るため、ハザードブックを参考に身近な災害についてイメージしましょう。

避難行動は人それぞれ

市からの避難情報は広い範囲に一齐に出されるため、一人ひとりの状況に即したものではありません。家産の状況や住んでいる場所に応じて、避難のタイミングや避難先は人それぞれです。ふだんからハザードブックを確認し、あなたや家族の命を守る行動について考え、いざというときの適切な避難に備えてください。

水害時の我が家はどうなるの? ハザードブックで事前に確認

5月10日～31日に、市内11公民館でハザードブックの活用方法や各地区で注意すべき点などの説明会を行いました。4月に各世帯へ配布したハザードブックの「逃げどきマップ」や「わが家の防災メモ(水害時)」を活用し、自宅の浸水想定エリアの確認や避難場所、マイタイムラインなどについて事前に家族で話し合いました。

参加者の声

小さな子どもがいるので、災害時の避難方法などについて知りたくて参加しました。ハザードブックで自宅は重畳避難エリアだと知ることができました。

避難情報と求められる行動

| | | |
|--------------------|-----------------|------------------|
| 災害発生のおそれがある | 災害発生のおそれが高い | 災害が発生・切迫 |
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | 警戒レベル4 避難指示 | 警戒レベル5 緊急安全確保 |
| 危険な場所から 高齢者等は避難 | 危険な場所から 全員避難 | 命の危険 直ちに安全確保 |

※市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません
※高齢者等避難は、高齢者だけに限らず、避難に時間がかかるかたが必要に応じ避難準備を始めた後、危険を感じたら自主的に避難したりするタイミングです

- 広報さの2023年7月号に避難行動要支援者に関する記事を掲載しました。



災害時に支援が必要と思われる方へ 避難行動要支援者名簿に登録しませんか？

市では、体の不自由な方など、災害時に支援が必要と思われる方について「避難行動要支援者名簿」を作成しています。
 避難行動要支援者名簿に登録をすることで「1人での避難が困難なことを周りの人に知ってほしい」「災害時、逃げるために誰かの助けがほしい」など、避難時の誘導や補助などの支援を希望することができます。

対象となる方

生活の基盤が自宅にある方のうち、家族などの支援が困難で災害時に避難するために何らかの助けを必要とする以下の人です。

- ① 介護保険の要介護認定者（要介護3以上）
- ② 身体障がい者（1・2級）
- ③ 知的障がい者（A1・A2）
- ④ 精神障がい者（1・2級）
- ⑤ 難病者（神経系）
- ⑥ その他①～⑤以外で災害時の支援が必要な方

近隣の方へのお願い

災害発生時には、支援を必要とする人が安全に避難するため、ご近所で支援の依頼があったときは、ご協力をお願いします。

避難支援の仕組み



① 上記①～⑤の対象者へ市から通知発送
 ② 個人情報の提供に同意される方は、個別計画を作成し市へ申請
 ③ 情報を集約し、名簿を作成
 ④ 名簿情報の提供
 ⑤ 平常時・災害時の支援

市役所
 避難行動要支援者
 避難支援等関係者
 支援者
 連携

災害時の状況によっては、避難支援等関係者なども被災者になり得ますので、必ずしも支援を受けられるとは限りません。
 普段から周囲の方とのコミュニケーションを取るよう心掛けましょう。

■問合せ 社会福祉課 ☎20-3020

R5.7. KOUHOU SANO 8

広報さの 令和5年7月号より